

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 2 8 日

不動産関係団体の長 殿

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県 県土整備部長
(公 印 省 略)

在宅勤務など人との接触を低減する取り組みについて (送付)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

本県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき 2 月 13 日から 7 月 31 日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、経済産業省のホームページ (※) から、在宅勤務などにより内業における出勤者数の削減に取り組んでいる事業者の事例等が紹介されていますので、参考にお知らせします。

つきましては、貴団体の構成員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、在宅勤務 (テレワーク) や時差出勤など、人との接触を低減する取り組みについて、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

※ <https://www.meti.go.jp/covid-19/attendance.html>

山梨県 県土整備部
建築住宅課 企画担当
電話 055-223-1730